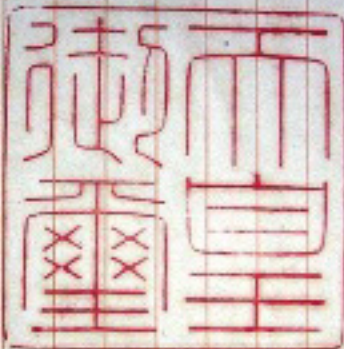


朕は、國民の至高の總意に基いて、基本的
人權を尊重し、國民の自由の福祉を永久に
確保し、民主主義的傾向の強化に對する一
切の障害を除去し、進んで戰爭を拋棄し
て、世界永遠の平和を希求し、これにより
國家再建の礎を固めるために、國民の自由
に表明した意思による憲法の全面的改正
を意圖し、ここに帝國憲法第七十三條に
よつて、帝國憲法の改正案を帝國議會
の議に付する。

内

閣

裕仁



昭和二十一年六月二十日

内閣總理大臣

吉田

茂